

相談センターだより

メインテーマ

認定 N P O 法人 実績と社会的信用を保証された上級 N P O 法人

◎ 認定特定非営利活動法人 (認定 N P O 法人) とは

N P O 法人 (特定非営利活動法人) は、福祉、環境、まちづくり等さまざまな分野の社会貢献活動を行う団体に対して、法人格を付与することによって、自由な社会貢献活動の発展を促進し、社会の多様化に適合する役割が期待される法人制度です。

N P O 法人での最大の特徴は、法人の信用を行政の管理や監督で担保するのではなく、法人が活動実績を自ら情報公開することによって、信用や信頼を築いていくことを目的とした制度であることです。

このような N P O 法人のうち、組織運営や事業活動がより適正で、法律上一定の厳しい基準に適合していると認定された N P O が認定 N P O 法人です。

そして認定 N P O 法人になると、その法人への寄付者が税制上優遇され、寄付を受けた認定 N P O 法人自身が納める法人税も優遇されます。

◎ N P O 法人の認定機関

N P O 法は 1998 年成立し、N P O 法人の認定は 2001 年から 2012 年 3 月までは税制特例の適用上国税庁が行っていましたが、2012 年 4 月の N P O 法改正により、都道府県・指定都市が所轄庁に替わり認定を行うことになりました。また「仮認定制度」もできて、認定 N P O 法人が作り易くなりました。

◎ 「認定」基準の考え方

N P O 法人の管理は、行政庁の指導による管理ではなく、徹底した情報公開により市民が監視するのが基本です。認定 N P O においても法の趣旨を尊重し、客観的に公益性が確保されるよう次の「認定基本基準」が法令で規定されています。

- ① 多くの市民から支えられているか。
- ② 運営組織・事業活動が適正かどうか。
- ③ 自らの情報を広く公開しているかどうか。

これらの適正な組織運営をしている法人に対して、市民からのより多くの寄付が集まるように税制優遇が与えられているのが認定 N P O 法人制度です。

◎ 認定 N P O 設立の基準 (9 つの設立認定基準)

- ① パブリックサポートテスト (P S T) をクリアすること。(P S T とは、どれだけ多くの市民に支えられているかを、寄付金額、寄付者の数等によって計る基準です。)
- ② 活動主体が共益的活動 (会員等の一部の特定の人のみを対象とした活動) でないこと。
- ③ 運営組織、経理が適正であること。
- ④ 事業活動について一定要件 (宗教・政治活動、営利目的とした活動でない) を満たしていること。
- ⑤ 多くの市民の理解を得られるよう情報公開が適正に行われていること。
- ⑥ 所轄庁への書類 (事業報告書類等) を期限内に提出していること。
- ⑦ 法令違反、不正行為、公益に反する事実がないこと。
- ⑧ 法人設立後一定期間 (N P O 設立日から 1 年) を経過していること。
- ⑨ 欠格事由に該当しないこと。

◎ 認定 N P O 法人になれる団体とは

税制的に優遇措置を受けるため、行政と同等の公益性かつ公平性が確保されていなければなりません。また運営組織が安定的適正な運営が行われていなければなりません。このため次のような運営が必要です。

- ① 総会や理事会は、定款に則り定期的かつ適切に行われているか。
- ② 定款に定められた内容が守られた組織運営がなされているかどうか。
- ③ 事務局内部の職務分掌や決裁権、指示命令系統

が明確化されているかどうか。

④ 組織の運営が一部のみに偏りがちで、民主的運営が阻害されていないかどうか。

⑤ 情報公開についても、会員に対して説明責任を果たし、会員以外にも年次報告を作る等市民の参加を促すものになっているかどうか。

⑥ 認定NPO法人を取り巻く様々な法令等にも気を配り、他のNPO法人の模範となり、それにより多くの市民に支えられ安定した活動を続けていくようになっているかどうか。

◎ 認定NPO法人になるメリットと義務・責任

○メリット

- ① 社会的信頼が増す。
- ② 寄付金を集めやすくなる。
- ③ 法人税等の負担が減る場合がある。
- ④ 組織を強化することができる。
- ⑤ 役員・スタッフの法人運営に対する意識が高まる。

○義務・責任

- ① 情報公開を徹底しなければならない。
- ② 毎年の年度報告書類が増える。
- ③ 寄付金の管理に関わる事務手続きが増える。
- ④ 認定基準を常に意識した運営をしなければならない。

◎ 寄付者に対する税制上の優遇措置

(1) 個人が寄付した場合

所得控除又は税額控除のいずれか選択し、適用される。確定申告においても、「寄付金控除」又は「政党等寄付金特別控除」から選択できる。

(2) 法人が寄付した場合

損金算入が認められる。

(3) 相続人等が寄付した場合(仮認定NPOを除く。)課税価格の計算の基礎には算定されない。

◎ 仮認定NPO法人もある

「仮認定制度」は、2012年に新しく作られた認定NPOとは別組織です。認定NPOと異なる点は、有効期間は3年間であり、更新不可能なこと。

PST以外に認定要件があること等寄付が少ない段

階の認定NPOになるためのステップアップの仮制度です。

◎ NPO法人いきいきライフと認定NPO

いきいきライフは、自衛隊の若年定年制及び任務の特殊性に対応した相互扶助を目的として編成したNPOであり、一般社会の社会的信用及び税制上のメリットとは価値基準が異なり、その活動も一般的ではなくかつ限定的である。従って税制上の特典も必要としていない。

ただし、NPO組織の運営に関しては、社会的信用を確保するうえで重要視する価値観とその評価基準には変わりはないという点では十分参考にすべきであろう。

3月のセミナー予定

3月19日(木) 「事務管理」

講師 会員 佐藤 正

3月26日(木) 「ビジネス実務法務」

講師 会員 中田 高芳

年金制度等の改正項目の実施時期について

1 公的年金制度の財政基盤及び最低保証機能の強化について

(1) 年金受給資格期間を25年から10年に短縮する。

施行予定：消費税率10%へ引上げに合わせて

(2) 基礎年金国庫負担1/2の恒久化

施行：H26.4.1

(3) 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大 施行予定：H28.10.1

(4) 厚生年金・健康保険等について、産休期間中の保険料免除 施行：H26.4.1

(5) 遺族厚生年金の父子家庭への支給

施行：H26.4.1

2 被用者年金一元化について

(1) 厚生年金に公務員及び私教職員も加入し、2階部分は厚年に統一

(2) 共済年金・厚生年金の保険料率の統一

施行予定：(1)(2)ともH27.10.1予定

(3) 共済年金の3階部分(職域加算)の廃止

(4) 恩給期間に係る給付27%引き下げ

施行：(3)(4)ともH25.8.1 以上